

会議の名称	令和3(2021)年度第2回門真市文化財保護審議会
開催日時	令和4(2022)年2月27日(日)午後2時から午後2時40分まで
開催場所	門真市役所 本館2階 大会議室
出席者	(委員) 笠井会長、呉林副会長、李委員、櫻木委員 【出席人数 4人 / 全4人中】
議題 (内容)	・令和3(2021)年度門真市立歴史資料館事業報告 ・門真市立歴史資料館資料管理要領(案)について
傍聴者数	0人
担当部署 (事務局)	(担当課名) 市民文化部 生涯学習課 歴史資料館 (電話) 06-6908-8840 (直通)

### 【事務局】

定刻になりましたので、令和3(2021)年度第2回門真市文化財保護審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。まず、会議の次第と名簿があります。

次に資料1「令和3年度歴史資料館事業報告」になります。

次に資料2「門真市立歴史資料館資料管理要領(案)」でございます。これはA4の綴りで3枚ほどあります。

以上ですが、資料に不足はございませんでしょうか。

本日の門真市文化財保護審議会の出席者について、ご紹介いたします。

<委員紹介>

<事務局紹介>

門真市文化財保護条例施行規則 第21条におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。本日は委員4名中4名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

本日の進行においては、お手元の次第のとおりでございます。

これ以降の進行を会長にお願いいたします。

### 【会長】

はい、それでは事務局より、門真市の文化財を担当しています門真市立歴史資料館の令和3(2021)年度の事業について、報告をお願いします。

### 【事務局】

令和3(2021)年度に歴史資料館が実施した事業についてご報告いたします。資料1の歴史資料館事業報告をご覧ください。モニターの方もご参照いただければと思います。李委員におかれましては、モニターが見える位置に少しご移動をお願いいたします。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言のため、4月から6月まで臨時休館いたしました。来館者数は2月20日現在で1,739名となっております。

特別展等の開催としまして、現在、歴史資料館においては、常設パネル展「幣原家の足跡を訪ねて」と通史展「かどま歴史探訪ー収蔵品でたどる門真の歴史ー」の展示を行っております。

例年、春と秋に開催しております特別展ですが、春季特別展として「普賢寺遺跡発掘調査速報展」を開催予定でしたが、臨時休館となったため、展示内容を「門真歴史探訪」として本市公式ユーチューブにて動画配信を行っております。

秋季特別展は10月20日から12月12日まで、枚方市立枚方宿鍵屋資料館・淀川資料館・鴻池新田会所の4館合同で、統一テーマとして「河内の人と暮らし」を設定し、当館では「Life～収蔵品でたどる子どもの成長～」を開催いたしました。

歴史資料館学芸員による普及啓発活動としましては、門真市民文化会館ルミエールホールからの依頼で、市内に残る史跡などについて解説した「るみネットわたしたちの町かどま」に出演し、この動画は6月からユーチューブにて配信されております。

6月26日には京阪ホールディングス株式会社からの依頼で「京阪沿線カフェかどまの魅力を再発掘～その歴史をひもとく～」というテーマでオンライン講演会に出演いたしました。

7月2日には門真みらい小学校からの依頼で「かどまの魅力を探しましょう」というテーマで小学4年生に授業を行いました。

9月18日には門真市立図書館からの依頼で、「お奉行所のうそ・ほんとうーその実像にせまるー」というテーマで講演を行い、10月9日には鴻池新田会所からの依頼で「大塩平八郎と門人たち」というテーマで講演を行いました。

11月25日と12月8日には、生涯学習課が実施した「まなび舎kids」に「放課後はくぶつかん」というテーマで、学芸員の仕事や門真の歴史について、市内小学校において出張授業を行いました。

1月22日、2月5日、2月19日には門真市立図書館からの依頼で「はじめてのくずし字講座」において講師を務め、2月25日には門真市立図書館の職員研修として「かどまの魅力を再発見」というテーマで講義を行いました。

なお、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大により、実施できなかった歴史講座ですが、今年度は3月6日と13日に「明智光秀—その虚像と実像—」と題した講演会を門真市立図書館と共催で開催する予定です。

市民学芸員の活動としましては、2月8日に市内の石灯籠の調査を実施し、市民学芸員2名が参加しました。市内に残る文化財について、今後も引き続き市民学芸員と協働で調査を行っていく予定です。

続きまして埋蔵文化財についてですが、令和3(2021)年度は2月20日現在、文化財保護法に基づく発掘届は前年度の62件より減少し、42件の提出を受け、1件の本発掘調査、5件の試掘調査を実施しました。

令和3(2021)年8月2日から9月10日まで、京阪電鉄西三荘駅前のパナソニック株式会社敷地内で元町遺跡の発掘調査を実施し、古墳時代後期の井戸や溝、中世の井戸や土坑が検出され、多くの遺物が出土しました。調査成果は現在、整理中で、令和4(2022)年度末に発掘調査報告書を刊行予定です。

なお、令和2(2020)年6月1日から令和3(2021)年3月31日まで実施しました普賢寺遺跡の発掘調査に係る遺物につきましては、3月ごろ歴史資料館に移管の予定で、報告書の刊行は令和4(2022)年6月の予定となっております。報告は以上です。

#### 【会長】

事務局からの報告が終わりました。何かご意見やご質問はございますか。

#### 【李委員】

質問ではないですが、少し感想を述べさせていただきたいと思います。歴史資料館の事業を今ご報告いただきましたが、コロナ禍で人数制限など色々な制約の多い中で、本当に少ない人数でよく頑張って事業を展開していると思いました。

特に枚方宿鍵屋資料館をはじめとした4館合同で連携なさったりですとか、出張して小学生に門真の歴史を教えたりですとか、あと市内の図書館ですとか、そういったところとも連携されたり、もちろん京阪ホールディングスとも連携しておられるので、本当に多彩な、活発な活動、事業をなさっておられるという印象を受けましたので、少し感想めいた意見を述べさせていただきました。

#### 【副会長】

今、報告にありました普賢寺遺跡についてですけども、春の特別展で「普賢寺遺跡発掘調査速報展」が緊急事態宣言のために中止となりました。前日も発言させていただいたのですが、あの遺跡に非常に興味関心があります。大阪府文化財センターの遺物整理が終わって門真市に戻ってきたときに、調査成果を市民に公開したらどうかと、お話をさせていただきました。

その発掘調査の遺物が3月ごろに、資料館に移管されるということですので、今後、調査の成果を広く市民にも見ていただいて、門真市の文化財の一つとして、市民から色々ご意見を頂くのも良いと考えています。今後の予定を資料館の方でも考えておられるようなので、是非やっていただきたいと思います。以上です。

#### 【会長】

他にいかがですか。

#### 【櫻木委員】

はい、私も非常に活発に活動されておられるということで、敬意を表したいなと思います。特に子ども向けの色々な活動を今年度展開されたようですが、来年度以降も継続されていくのかどうかという計画を、お教えいただければ。

それともう一つ、せっかく副会長もいらっしゃいますので、市民学芸員さんのご活動を。先ほど事務局からのご紹介では市内の石灯籠の調査をされたということでもありますので、その辺りも含めてご披露いただければ。

#### 【副会長】

そうですね、石灯籠は門真市ではそれほど多くはないのですが、残っています。石灯籠もそうですし道標、著名な街道っていうのはなかなかないのですが、ちょっと知れた街道が門真の市内にも通っておりますので、その街道筋に石灯籠がいくつかあります。それを丁寧に調べて、もう一度見直して、石灯籠の調査をもう一度やってみたいということで、学芸員の先生とも相談しています。

それから、門真市内にはまだまだ旧家が所蔵されている資料があるのではないかと。その辺も調査できたらと思っております。市民学芸員として古文書の整理や石灯籠の調査などもお手伝いさせていただいていますので、それらも含めてますます前向きに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

#### 【櫻木委員】

ありがとうございます。街道沿いの道標調査をこれからなさるということですが、コロナ禍になりまして私は一つ趣味ができて。在宅していることが多

くなりましたので、家の付近を散歩するようにしています。散歩するにあたって、何にもせずに歩くのも面白くないので、神社とかお寺を訪ねると、道標だけではなく、地元民であっても全然知らない、色んな石碑とか石造物があります。それで、私はそのような石造物を見つけると、必ずスマートフォンで撮影をしています。ですので、市民学芸員の活動も道標だけではなく、神社やお寺にあるような石造物なども、細かな調査をされると、それが非常に身近な歴史を知る大事な資料になってくるのではないかと思います。

#### 【副会長】

そうだと思います。特に神社やお寺にはそのような石造物、文字を刻んだりしている石碑などが、門真市にも多少なりともありますので、その分野の研究者の方と共同で少しずつ集約していったら、何かできるのではないかと思います。

#### 【会長】

ありがとうございます。私からですけども、資料館についてお聞きしたいのは、現在、非常に狭いところで展示されておられますが、今後どのようにしていくのか、今のまま継続されるのか、方向性を教えてもらいたいと思いますがいかがでしょう。

#### 【事務局】

いくつか質問が出ましたので、併せて説明させていただきます。

まず副会長の方からありました普賢寺遺跡の遺物が戻ってからどのように報告をしていくかについては、令和4(2022)年の早い段階で特別展として出土した遺物を市民に公開していけたらと考えております。それに合わせて関連した講演会もできたらと考えております。

次に櫻木委員からありました小学生向けの講演会についてですが、生涯学習課では「まなび舎 kids」という名称で事業を進めておりまして、学校からの要望を受けて、歴史資料館とはどんなところなのか、学芸員はどんな仕事しているのかという内容で、キャリア教育も兼ねた、放課後に行う授業のようなものを行っております。今後も学校から要望がありましたら是非開催したいと思っております。

笠井会長からありました、ご指摘のとおり狭い場所での展示になっており、以前より懸念しているところでもあります。収蔵物を展示する場所が少ないので、昨年は50インチの大型ディスプレイを配置しまして、それに画像を投影しております。

現在、次の移転先の候補を探しております。現資料館はやはり狭いと考えておりますので、移転するまでは歴史資料館に留まらず、他の市有施設に巡回展示という形で市の収蔵物を展示したり、ディスプレイを持ち込んで紹介したりできたらと考えており、広く市民の方に歴史についての興味を持っていただけたらと考えております。

#### 【会長】

ありがとうございます。もう一点、埋蔵文化財で普賢寺遺跡の事を前にお聞きしたのですが、今回の元町遺跡の主な成果だけ教えてもらっていいですか。

#### 【事務局】

古墳時代と中世の二つの時代の遺構・遺物が見つかりました。古墳時代の主な遺構は井戸が2基検出されました。井戸はほとんど野井戸のような感じですが、中から古墳時代後期の須恵器の杯が大量に出てきました。

中世の遺構も井戸が1基検出されました。これはスライドにも出しましたが、曲物を利用してこのように綺麗な井戸が造られていました。この井戸も底の方から土師器の皿の完形品がたくさん出てきております。他には土坑とか溝が検出されました。以上です。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。もう一点、聞きたいのですが、講演会のテーマである明智光秀は門真と何か関係があるのですか。教えてください。

#### 【事務局】

直接的に関係はないのですが、大河ドラマで取り上げられたことも関係しております。北河内という広域的な観点で言いますと、枚方と八幡の境にある洞ヶ峠における日和見の逸話などがあります。門真市域に関わらず、広く歴史の題材を取り上げていく、大河ドラマというのは一つのきっかけであって、門真市域に関わらず、広く地域や歴史を知っていただく必要があるのではないかと思ひ、企画した次第です。

実は2年ほど前に企画しておりましたが、コロナウイルスの関係で開催できませんでした。少し時期がずれましたけれども、市民の皆さんには大変好評で、募集からわずか2日ほどで定員に達し、皆さん方にとって興味深いテーマであることがわかります。講師の先生方にはなるだけ地域、門真、北河内に関わるお話をさせていただきよう、ご依頼はしております。この講演会の中で多少なりとも地域の事に触れていただこうお願いしてありますので、そこはご理解いただ

ければと思います。

あともう一つ、私の方から。櫻木委員のご質問に対し、呉林副会長から既にお答えいただいているのですが、道標や石造物の調査については、呉林副会長とは以前からお話しているのですが、コロナウイルスの勢いが収まらないこともあって、実現できていないのが現状です。

櫻木委員とも以前、お話しした際に、調査方法について「市域を大きく4分割して、1年をかけて集中的にそれぞれの地域の道標のみならず、神社にある狛犬などの石造物も含めて調査したらどうか」というご提案を頂きました。市民学芸員と資料館とで会議を持ちまして、今年は門真市駅周辺とか、来年は門真南駅周辺というように地域を絞る形で詳細な調査を次年度以降は行って参りたいと考えております。私からは以上です。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。それでは次の案件に行かせていただいてよろしいでしょうか。次の案件ですけれども、門真市立歴史資料館資料管理要領（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは私の方からご説明させていただきます。

これまで、本市では資料の収集、整理、管理及び保管について定めた管理要領がございませんでした。この度、文化財保護条例の制定、文化財保護審議会の設置を踏まえまして、管理要領を新たに作成した次第でございます。管理要領は主に資料の収集、整理、管理、利用について定めており、具体的な内容につきましては、資料2をご覧ください。ここではかいつまんで説明させていただきます。

第1条には当該要領の趣旨を明記しております。

第2条と第5条では条文中に使用する語句についての定義を行っております。

第3条と第4条では資料の収集方法及びその基準について記しております。

第6条から第8条におきましては、寄贈の手続き、寄贈資料の取り扱いについて記しております。

第9条では資料の整理について、第10条では管理について記しております。

つづく第11条から第15条におきましては、資料の利用に関する事項について記しております。

第16条には資料の廃棄について記しております。

第17条には個人情報の保護について、第18条にはこのほか必要な事項が生じた場合は、別に定めることを記しております。

現時点において、このような条文を検討しております。

**【会長】**

事務局の説明が終わりました。何かご意見やご質問はございますか。

それでは私からですが、第 7 条を見ると一般的な博物館では、資料を預かるという寄託ですね、それがあつたのですが、門真の資料館の場合、寄託は行わないということですが、それは何か考えがあつたのでしょうか。

**【事務局】**

その点につきましては、まず一点目に収蔵スペースの問題があります。収蔵スペースが現在、大変限られていて関係から寄託を受けるのは難しいと考へます。二点目につきましては、寄託の要領をきっちり定めておかないと、例へばお父様が寄託され、長い寄託期間を経て、息子さんの代になつて返還してほしいとなつた場合、寄託者が書類を紛失するなど様々な問題が危惧される以上、少しここは慎重になつて、お預かりはしない方が賢明ではないかという判断になつております。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。

**【櫻木委員】**

私の方からよろしいですか。第 15 条ですけれども、出版及び放映のところで色々な機関から出版物等の掲載、あるいはテレビ放映などの依頼があつた場合の措置ですが、この 15 条の中ではクレジットを明記してもらつたということと、出版物等については成果物をご寄贈いただくというような形で規定をされておられますが、最近出版界でも歴史系の雑誌のような媒体のものが増えてきていますので、ある意味、利益を求めるとなると出版界も増えてきていると思つています。

そういう中で門真市の貴重な文化財を提供するということで、線引きするのは難しいとは思つたのですが、利潤追求型の物であれば、有料化というのものはこれからは考へていった方がいいのではと思つています。

最近の他の博物館の事例をもしご存じであればその辺り教えていただきたいのと、門真市もそういう方向を考へてもいいのではないかと私自身は思つたのですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

そこまで考へが及んでおりませんでしたので、検討の材料とさせていただきますとは思つたのですが、これは資料館だけの問題ではなく、財政課をはじめ他部

局と調整する必要があると思います。ご意見として承っておきたいと思います。

たしかに大阪城天守閣や大阪歴史博物館などは、我々のような博物館であれば、無料で資料を貸していただいて、使用料というのは取られないのですが、いわゆる歴史系の雑誌などに掲載する場合には料金を取られているようですし、そういう方向も一つかと思えます。

逆に李委員がお勤めの八尾市立歴史民俗資料館の事例を少し教えていただくと助かります。

### 【李委員】

八尾市立歴史民俗資料館の事例を参考までに申し上げますと、有料の出版物ですが、一般の方向けに広く歴史などを噛み砕いて、書かれている本がたくさん販売されていると思います。例えば、昨今でしたら応仁の乱がブームになりましたので、応仁の乱関係の本が書店に並んでいるかと思うのですが、そういった時に私どもの館が所蔵しております古文書を掲載したいということであれば、撮影等許可申請書というものを出していただきまして、それが営利目的なのかどうかを当館の方で判断いたしまして、営利目的の出版物であれば、撮影料を頂戴しております。

あと今、事務局が言われましたように、博物館同士とか研究者が自分の論文の中で使いたいということであれば、そういったものは営利目的ではないので、撮影等許可申請書を一応、お出しはいただきますけれども撮影料は発生しないということ。マスコミなどに関しては、資料館をPRしてくれるような番組内で使っていただくものであれば、宣伝効果ということで減免にはなるのですが、その番組の方でこういうストーリーで、こういう筋書きでドラマを作りたいとか、歴史番組を作りたいということであれば、先ほど申し上げましたように撮影料を頂戴しております。

以前にはNHKからも頂いたことがありまして、NHKの「歴史探偵」という番組にこの間、少し出させていただきました。あの中で私は河内木綿の事を述べているところがありまして、当館所蔵の木綿が、古手木綿になっても価値があって、木綿栽培に適さなかった日本海側の寒冷な土地に行ってもまた使われていたという、昨今流行っておりますSDGsにかけて、江戸の町はとても無駄がなく、SDGsな町だったという紹介の中で、「これも使います、これも使います」と仰いましたので、4点ぐらい使われたかと思えます。それらの分を全てお支払いいただきました。

ですので、どこかの段階で許可申請書のようなものを出していただかないと、勝手にデータが独り歩きして、流れて出て行ってしまいますので、その方の良心を信用して、「その番組内でのみ使います。別途使用する際には別途申請いたし

ます」という一言を必ず付けてもらいます。それでも今は、その番組の放映後に何回でも、一週間の間に無料で視聴できるものとか、その番組内で流す分にはいいでしょうかとか、こちらが把握できなくなるぐらいに際限なく拡散していきますので、一旦はこちらに連絡を貰った方がいいかという気はいたします。

門真市さんのご都合も色々とおありになろうかと思imasので、その市その市に適した方法でおやりになられたらよろしいのでないかと思imas。八尾の事例を報告させていただきました。

#### 【事務局】

ありがとうございます。次に笠井会長にお伺いします。会長は大東市立歴史民俗資料館の館長、名誉館長を歴任されましたが、大東市の事例もお教えいただけたら助かります。

#### 【会長】

大東市では使用料を徴収したことはないですね。大概是営利ではないということなので、名前だけクレジットを入れていただいたら、使っていただいて構いませんとさせていただくことが多かったですね。

最近では神社とかお寺とかでも今、李委員が言うておられるようなお金を取るところが多くなりました。門真で何が一番使われそうですか、幣原喜重郎ですか。

#### 【事務局】

そうですね、引き合いがあるのは大塩平八郎に関する資料で、これまでも他館にお貸したこともございますし、先日でしたらNHK-B Sが取材に来たりしています。

委員の先生方に頂いたご意見を参考にしながら、大阪府内の各資料館、博物館の事例を見てみまして、検討したいと思っております。ありがとうございます。

#### 【副会長】

今、資料のことが少し出てきたので、第4条の資料の基準の第3項「収集資料の充実を図る上で特に必要と認められるもの」とありますが、これまでもこうした基準に沿って収集されて来られたと思imasが、具体的にはどのような資料があるのでしょうか。

#### 【事務局】

はい、例えば「河内名所図会」や「摂津名所図会」といった、いわゆる図会と言いまして、江戸時代の旅のガイドブック的な資料があります。各地の名所を文

章と絵で記した刊本があるのですが、それを収集しております。

特に河内名所図会には、門真市内の名所、茨田堤などが取り上げられております。また、摂津名所図会に関しましては、摂津国は本市とは少し離れているのですが、江戸時代の世相を知っていただくのに有用でありますし、江戸時代というのは都市と村、大坂と村、または村と村の密接な関わりをもって、近世社会は構成されていたと考えられますので、近世都市である大坂、さらに高槻や茨木のような淀川右岸地域との交流も当然、門真地域はあったはずですので、そうしたことを知っていただくための展示の材料として、挙げましたような資料を収集しております。

実際に平成 30(2018)年度秋季特別展「むらとまちを結ぶ」ですとか、令和 2(2020)年度秋季特別展「人とモノを運ぶ」などで展示しております。こういった資料は初歩の古文書を勉強するのに適していますので、展示するだけではなく、より広く活用していけるような資料を今後とも収集して参りたいと考えております。

#### 【会長】

他に先生方よろしいでしょうか。質疑が終わったので、事務局からいかがですか。

#### 【事務局】

今後は各委員の皆さまから頂いたご意見を踏まえまして、門真市立歴史資料館資料管理要領を制定して、門真市文化財保護条例の施行に伴う文化財の適切な保存と、活用に役立てていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。その他に事務局から何かございますか。

#### 【事務局】

その他、今後の予定についてであります。来年度の夏頃に令和 4(2022)年度第 1 回文化財保護審議会を開催予定としております。その際には市指定文化財の指定や、地域文化財の登録に向けて、皆さまからご意見を賜ればと考えています。なお、市指定文化財の指定につきましては、令和 4(2022)年度第 1 回文化財保護審議会において諮問し、その後、文化財の調査をお願いすることとなりますので、答申までは概ね 2 年を考えております。また一方、地域文化財は登録制となっておりますので、令和 4(2022)年の 4 月から 5 月末までを申請期間として、1 年を

目途に登録の可否を決したいと思います。事務局としては以上です。

**【会長】**

他に委員の先生方、何かご意見とかございましたら。よろしいでしょうか。それでは以上を持ちまして、本日の門真市文化財保護審議会を閉会したいと思います。皆様、ご審議いただきありがとうございました。最後に事務局からお願いいたします。

**【事務局】**

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また休日にも関わらず審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございました。本日頂きました貴重なご意見を元に取り組みを進めていきたいと考えておりますので、今後とも本市の文化財行政にご指導、ご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(終了 14:40)